（法第五十一条の六第二項において準用する法第二十条第二項に規定する主務省令で定める者）

第三十四条の三十三　法第五十一条の六第二項において準用する法第二十条第二項に規定する主務省令で定める者は、次の各号に定める者とする。

一・二　（略）

（法第五十一条の六第二項において準用する法第二十条第三項に規定する主務省令で定める者）

第三十四条の三十四　法第五十一条の六第二項において準用する法第二十条第三項に規定する主務省令で定める者は、厚生労働大臣が定める研修を修了した者とする。

（法第五十一条の七第一項に規定する主務省令で定める事項）

第三十四条の三十五　法第五十一条の七第一項に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一～六　（略）

（法第五十一条の七第四項に規定する主務省令で定める場合）

第三十四条の三十六　法第五十一条の七第四項に規定する主務省令で定める場合は、障害者が法第五十一条の六第一項の申請をした場合とする。ただし、当該障害者が介護保険法第八条第二十四項に規定する居宅介護支援又は同法第八条の二第十六項に規定する介護予防支援の対象となる場合には、市町村が必要と認める場合とする。

（法第五十一条の七第五項に規定する主務省令で定める場合）

第三十四条の三十八　法第五十一条の七第五項に規定する主務省令で定める場合は、身近な地域に指定特定相談支援事業者がない場合又は法第五十一条の六第一項の申請に係る障害者が次条に規定するサービス等利用計画案の提出を希望する場合とする。

（法第五十一条の七第五項に規定する主務省令で定めるサービス等利用計画案）

第三十四条の三十九　法第五十一条の七第五項に規定する主務省令で定めるサービス等利用計画案は、指定特定相談支援事業者以外の者が作成するサービス等利用計画案とする。

（法第五十一条の七第七項に規定する主務省令で定める期間）

第三十四条の四十　法第五十一条の七第七項に規定する主務省令で定める期間は、一月間とする。

（法第五十一条の七第八項に規定する主務省令で定める事項）

第三十四条の四十一　法第五十一条の七第八項に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一～五　（略）

（法第五十一条の八に規定する主務省令で定める期間）

第三十四条の四十二　法第五十一条の八に規定する主務省令で定める期間は、地域相談支援給付決定を行った日から当該日が属する月の末日までの期間と次の各号に掲げる地域相談支援の種類の区分に応じ、当該各号に規定する期間を合算して得た期間とする。

一・二　（略）

2　（略）

（法第五十一条の九第一項に規定する主務省令で定める事項）

第三十四条の四十三　法第五十一条の九第一項に規定する主務省令で定める事項は、地域相談支援給付量とする。

（法第五十一条の六第二項において準用する法第二十条第二項に規定する厚生労働省令で定める者）

第三十四条の三十三　法第五十一条の六第二項において準用する法第二十条第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号に定める者とする。

一・二　（略）

（法第五十一条の六第二項において準用する法第二十条第三項に規定する厚生労働省令で定める者）

第三十四条の三十四　法第五十一条の六第二項において準用する法第二十条第三項に規定する厚生労働省令で定める者は、厚生労働大臣が定める研修を修了した者とする。

（法第五十一条の七第一項に規定する厚生労働省令で定める事項）

第三十四条の三十五　法第五十一条の七第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一～六　（略）

（法第五十一条の七第四項に規定する厚生労働省令で定める場合）

第三十四条の三十六　法第五十一条の七第四項に規定する厚生労働省令で定める場合は、障害者が法第五十一条の六第一項の申請をした場合とする。ただし、当該障害者が介護保険法第八条第二十四項に規定する居宅介護支援又は同法第八条の二第十六項に規定する介護予防支援の対象となる場合には、市町村が必要と認める場合とする。

（法第五十一条の七第五項に規定する厚生労働省令で定める場合）

第三十四条の三十八　法第五十一条の七第五項に規定する厚生労働省令で定める場合は、身近な地域に指定特定相談支援事業者がない場合又は法第五十一条の六第一項の申請に係る障害者が次条に規定するサービス等利用計画案の提出を希望する場合とする。

（法第五十一条の七第五項に規定する厚生労働省令で定めるサービス等利用計画案）

第三十四条の三十九　法第五十一条の七第五項に規定する厚生労働省令で定めるサービス等利用計画案は、指定特定相談支援事業者以外の者が作成するサービス等利用計画案とする。

（法第五十一条の七第七項に規定する厚生労働省令で定める期間）

第三十四条の四十　法第五十一条の七第七項に規定する厚生労働省令で定める期間は、一月間とする。

（法第五十一条の七第八項に規定する厚生労働省令で定める事項）

第三十四条の四十一　法第五十一条の七第八項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一～五　（略）

（法第五十一条の八に規定する厚生労働省令で定める期間）

第三十四条の四十二　法第五十一条の八に規定する厚生労働省令で定める期間は、地域相談支援給付決定を行った日から当該日が属する月の末日までの期間と次の各号に掲げる地域相談支援の種類の区分に応じ、当該各号に規定する期間を合算して得た期間とする。

一・二　（略）

2　（略）

（法第五十一条の九第一項に規定する厚生労働省令で定める事項）

第三十四条の四十三　法第五十一条の九第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、地域相談支援給付量とする。